

伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託 プロポーザル選定基準

提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な契約候補者を選定するために、下記のとおりプロポーザル選定基準を定める。

1. 基本的な考え方

提出書類及びプレゼンテーションによる提案内容を総合的に評価して、最も優れた者を契約候補者とする。提案書及びプレゼンテーションの審査は、「伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託にかかる契約候補者選定委員会」の選定委員が行う。

2. 契約候補者の選定方法

- (1) 各選定委員は、「提案評価点」「価格評価点」を合わせた「総合点数」により提案者に順位をつける。

$$\text{総合点数} = \text{提案評価点} + \text{価格評価点}$$

- (2) 選定委員毎に決定した順位に応じて「順位点」を付する。(同順位になった場合は、その順位と欠順位となった順位点の合計を、同順位者数で按分した点数を順位点とする。)

順位点：1位5点、2位3点、3位1点、以下0点

- (3) 選定委員毎に付した「順位点」の合計をもって提案者の「最終点」とし、「最終点」の最も高い提案者を「契約候補者」とする。

- (4) 「最終点」の最も高いものが2以上あるとき(同点のとき)は以下の順で「契約候補者」とする。

- ① 選定委員毎に付した「提案評価点」の合計点が高い者
- ② 「提案見積価格」が低い者
- ③ 以上においても同点の場合は、選定委員の多数決により契約候補者を決定する。

- (5) 提案者が1者である場合でも、評価を行うものとする。

- (6) 次に該当する場合は、契約候補者とはしないものとする。

- ① 「提案評価点」の合計点について、選定委員の平均が満点に対して6割未満であり、選定委員会による協議において、契約候補者にしないことが決まったとき。
- ② 提案見積価格が、後述の「3.3(2) 価格評価」に記載の評価基準価格を超える提案見積を提出した場合

3 評価の方法

評価については、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で切り捨てる。

3. 1 評価の観点

以下の観点で提案内容を評価する。

評価の種類	評価の観点
① 提案評価	本市が求める要件に対し、適正な提案をしているかを判断するとともに、その実現度合いを評価し、「提案評価点」とする。
② 価格評価	見積内容の妥当性を重視したうえで評価し、「価格評価点」とする。

3. 2 配点

総合点数の満点を200点とし、各評価点の配点を次のとおりとする。

評価項目	配点
① 提案評価点	160点
② 価格評価点	40点
合計（総合点数）	200点

3. 3 採点方法

(1) 提案評価

(ア) 各項目の配点

提案評価点「160点」を企画提案書各項目へ次のとおり配点する。

大項目と配点		小項目と配点	
1 基本項目	60点	1. 1 専門性・業務実績	20点
		1. 2 基本方針・目標	20点
		1. 3 実施体制	20点
2 ふるさと応援寄附金に係る業務	50点	2. 1 ポータルサイトの管理運営	10点
		2. 2 寄附管理システムの管理運営	5点
		2. 3 返礼品の募集・磨き上げ	10点
		2. 4 プロモーション	10点
		2. 5 コールセンター運営	5点
		2. 6 その他の業務	10点
3 地域活性化に係る業務	50点	3. 1 魅力発信及び地場製品の販路拡大等による地域活性化	50点
合計	160点		

(イ) 評価基準及び採点方法

提案評価を行う委員は、次に規定する評価基準に基づき、上記配点に係数を乗じ、各項目を採点し、合計点数を提案評価点とする。

評価	提案度合い	係数
A	優れている	1.0
B	やや優れている	0.8
C	標準（本市想定程度）	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2
×	記述なし	0.0

(2) 価格評価

(ア) 価格評価における評価基準価格は次のとおりとする。

大項目	評価基準価格（税抜き %）
寄附額に対する委託料率	6 %

※評価基準価格は、契約候補者を選定するに当たっての評価のための数値であり、予定価格ではない。

(イ) 価格評価点の計算

『価格評価点』の計算は以下の手順で行う。なお、選定委員共通の得点とし、担当課にて計算を行うものとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点(40点)} \times (1 - \text{提案見積価格} \div \text{評価基準価格})$$

※小数点第2位を切り捨て